

西宮市市民交流センター公益活動市民団体の登録手続要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定非営利活動促進法第2条の規定する市内に事務所を置く特定非営利活動法人以外の、自主的かつ主体的に公益活動に取り組む団体（以下「公益活動市民団体」という。）が、西宮市市民交流センター（以下「センター」という。）に登録することにより、センターの施設等を優先的に使用し、またセンターを拠点として特定非営利活動法人やその他の公益活動市民団体と交流し、もって市内の公益活動の促進を図るため、公益活動市民団体がセンターに登録するための手続きを定めるものである。

(「市民交流センター登録団体」としての登録)

第2条 公益活動市民団体がセンターに登録することを希望する場合は、予め西宮市（以下「市」という。）の承認を受けて「市民交流センター登録団体」として登録しなくてはならない。

2 公益活動市民団体は、前項に規定する「市民交流センター登録団体」の登録を希望する場合、「西宮市市民交流センター公益活動市民団体登録申請書」（様式1）（以下「申請書」という。）に当該団体に関する以下の①から⑤までの書類を添えて市に提出しなくてはならない。

- ① 団体の定款、規約又は会則等
- ② 団体の構成員名簿
- ③ 前年度の決算書又は今年度の予算書
(第5条第3項に規定する更新の場合は前年度の決算書)
- ④ 前年度の事業実績報告書又は今年度の事業計画書
(第5条第3項に規定する更新の場合は前年度の事業実績報告書)
- ⑤ その他活動内容の分かる資料

(登録にかかる審査の基準)

第3条 市は、前条第2項の規定に基づく申請書を提出した団体（以下「申請団体」という。）について、以下の基準を満たすかどうか審査をする。

(1) 主に西宮市内において公益活動を行っていること。

公益活動とは、公共的利益の領域において、市民の自発的な参加により行われる活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの。但し、次に掲げるものを除く。

- ① 営利を目的とするもの
- ② 宗教活動を主たる目的とするもの
- ③ 政治活動を主たる目的とするもの

(2) 公益活動を継続的に行う法人その他の団体（以下「団体」という。）であること。構成員の変更異動に関わらず継続して活動できると見込まれること。

(3) 団体として実質を有していること。

- ① 5人以上の構成員を有していること。
- ② 定款、規約又は会則等を有していること。
- ③ 代表者の権限と責任が明らかになっていること。

(4) 会計諸帳簿を備え、その適正な処理が行われていること。

(5) その他団体運営の民主制、安定性及び事業遂行能力が確保されていること。

(登録承認の通知)

第4条 前条に規定する審査の結果、申請団体を「市民交流センター登録団体」として承認する場合または承認しない場合のいずれも、市はその旨を申請団体に対し文書により通知する。

(有効期間)

第5条 市民交流センター登録団体の登録有効期間の年度は、毎年7月1日から始まり、翌年の6月30日に終わるものとし、登録有効期間は2年度の間とする。

2 新規登録団体の登録有効期間は、登録承認された月が属する前項に規定した年度の翌々年度の末日までとする。

3 登録有効期間経過後も引き続き登録を希望する団体は、登録有効期間の2年度目の4月1日から6月30日までの間に第2条第2項の規定する同様の手続きにより登録の更新申請を行わなければならない。

(変更の届出)

第6条 市民交流センター登録団体は、解散、代表者の変更等登録内容に変更が生じたときは、速やかに市へ届け出なければならない。

(登録団体の抹消)

第7条 市は、市民交流センター登録団体が以下の(1)から(3)の事項のいずれかに該当する場合、事前に通告することなく当該団体の登録を抹消することができる。

(1) 第3条に規定する基準を満たさなくなると認められる場合

(2) 法令または西宮市市民交流センター施設使用取扱要綱に規定する事項について違反したと認められた場合

(3) 虚偽の内容により登録申請をしたことが判明した場合

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成23年3月31日以前に西宮市市民交流センター会議室等利用に関する公益活動市民団体の登録について市が承認した団体については、以下のとおり取り扱う。

(1) 第2条の規定する市民交流センター登録団体として取扱う。

(2) 第4条の規定にかかわらず、市民交流センター登録団体としての有効期間は、平成22年3月31日以前に承認された団体については平成24年6月30日まで、また、平成22年4月1日以降に承認された団体については、平成25年6月30日までとする。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(様式1)

年 月 日

西宮市長 様

団 体 名 _____

代表者氏名 _____

西宮市市民交流センター公益活動市民団体登録申請書（新規・更新）

西宮市市民交流センター公益活動市民団体の登録手続要綱第2条第2項（同要綱第5条第3項）の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

団体名			
事務所所在地	〒		
代表者氏名		構成人員	名
電話番号	(※)公開の可否：可・否		
メールアドレス	(※)公開の可否：可・否		
ホームページ URL			
団体の活動目的			
団体の活動内容			
団体の活動実績			

添付書類

- ①団体の定款、規約又は会則等
- ②団体の構成員名簿
- ③前年度の決算書又は今年度の予算書（更新の場合は前年度の決算書）
- ④前年度の事業実績報告書又は今年度の事業計画書（更新の場合は前年度の事業実績報告書）
- ⑤その他活動内容の分かる資料

(※) 団体の情報は、西宮市または西宮市市民交流センター指定管理者のホームページやその他広報物などにより公開する場合があります。ただし、電話番号及びメールアドレスについては、希望により非公開としますので、「可」「否」のいずれかを選択して下さい。

